

フィリピン戒厳令試論 (1)

稲 正 樹*

(1983年6月28日受理)

目 次

- I 序言
- II 戒厳令前史
- III 新憲法の承認
(以上本号)
- IV システムの変容
- V 「新社会」の新しさ
- VI 依存的権威主義
- VII 結論

I 序言

ダス・グプタは「カエサルたちの季節—アジアにおける非常事態体制と開発政治¹⁾」において、非常事態体制の特質を次のように述べる。—危機の期間が持続すると執行部が主張する限り、それによる専政支配に道を譲るように現行体制が構造的に変容される。立法機関が執行機関に奉仕するようになる。司法部が骨抜きにされる。プレスと民衆の基本的自由が実質的に縮減される。民衆の同意は奨励されるが、異なる意見は注意深く排除される。—その際、国家の安全保障・公共の秩序・急速な経済発展の緊急の必要性が基本的課題として宣伝され、指導者たちは熱心な管理と忠誠・規律・生産力の育成によってこれら全ての課題が解決されると主張する²⁾。

1972年9月から1981年1月まで継続していたフィリピンの戒厳令は、この種の非常事態の典型と言える³⁾。マルコス (Ferdinand E. Marcos) 大統領は、旧来のフィリピン社会の基本的欠陥を寡頭制的 (oligarchic) な所にあるとして、次のように述べていた。即ち、「富者と貧者間の経済的ギャップはごく少数の富者に対して、政治的権能に関して過度の影響力行使の機会を与えている。」「寡頭制的エリートは政治的権能を操作し、指導者を脅迫する。」他方大衆は「俗うけする、身勝手な、利己主義的な政治を永続化させている。」「無制約な民主主義と自由企業…既存状態を教唆している政治文化は、変更されねばならない⁴⁾」と。確かに戒厳令以前の、「東洋における民主主義の陳列棚」は検討すべき内実を含んでいた⁵⁾。この点を捕えてマルコスは、「全ての者にとって機会の平等を」事実とするために、「富と財産を民主化し」「国家のためではなく人々のために社会を革命化し」「民主的革命・真正の革命」を機能させると、要するに「立憲主義的・自由主義的・民族主義的な民主革命」—「立憲的手段による継

* 岩手大学教育学部

「統革命」—によって「新社会」(New Society)を建設すると、決意を述べた⁶⁾。

しかしながら、大統領の主張する「立憲的権威主義」(Constitutional Authoritarianism)に依拠して作られた「新社会」は、結局の所、立憲民主主義の衰退と権威主義政府の生起をもたらしたのではないかという、疑問がある。種々の戒厳令体制の正当化⁷⁾にもかわらず、論者による紹介・分析はコストの多大さを物語っている⁸⁾。「<抑圧的開発政治>体制⁹⁾」や「開発政治¹⁰⁾」においても、開発と自由の共存の道を探る必要がある¹¹⁾し、市民的自由と代議政治の喪失は、発展途上国が政治的安定と経済成長を達成するために支払わねばならぬ、必要な代価であるという命題¹²⁾の正しさが、問われなければならない。

以下本稿では、ワイマール共和国の合法的破壊と比肩しうると言われる¹³⁾、フィリピン戒厳令体制の主要な側面—正統性の外観・統治機構の変容・基本的人権の侵害・新社会における「改革」の意義・教会と国家の関係・再封建化理論の適用等—を、最近公刊されたいくつかの文献に即して解明したい。フィリピンの場合、緊急権のマイナス面¹⁴⁾—副作用(Nebenwirkung)と誤用・濫用・悪用の危険性—が拡大して表われている。大統領による戒厳令への自己評価¹⁵⁾にもかわらず、立憲的権威主義による法の支配^{ルール・オブ・ロー}と立憲主義^{コンステシヤン}の本質の破壊には、顕著なものがある。この点中立的な立場(国際法律家委員会)からも、すでに次の八点が指摘されている¹⁶⁾。①我々はフィリピン最高裁の判示に照らして、当時の状況下では(戒厳令)布告が大統領権限の正当な行使であったと認める。②我々は戒厳令の継続とそれに伴う市民的政治的自由の全面的に近い停止が、導入の四年後も依然正当化されるという、確証ある証拠を受け取らなかった。③従って現在の政府は、「公共の安全が要求する時、侵略・暴動もしくは反乱又はそれらの切迫した危険¹⁷⁾」から主に国家を守るためではなく、むしろ大統領とその協力者の個人的権力を永続化し、フィリピン社会を統制する軍部の権力を増大させるために、憲法で与えられた権限を現在も用いていると結論せざるを得ない。④(戒厳令の継続を尋ねた四つの)国民投票 referenda は実施状況から見て、人民意思の真の表明と見なすことはできない。⑤1976. 10. 16. の国民投票は、大統領に立法府の停止権と大統領令(decree)による無期限の支配権を与えたことにより、フィリピンにおける民主主義の終了を画した。⑥フィリピン政府は軍当局を用いてフィリピン人民に対し、1935年と1973年の憲法の下での基本権を拒否している¹⁸⁾。⑦政府は全ての下級裁判事に文書による辞表を要求して受け取ることによって、司法部の独立を大いに損い、また「後任者の任命により」全ての最高裁判事を解任する権限を有している。⑧我々は(政府の努力は認めるが)、国の富の大部分がごく少数者の手中に集中されている限り、また軍事部門の強化に圧倒的な優先度が置かれている限り、社会経済部門における進歩の度合は戒厳令布告時の多くの人々の希望より、遅れることは必至であると結論を下す。

戒厳令体制の最大の被害者は、悪意に満ちた暴力により「すさまじい貧困と、人間としての尊厳の喪失と、巨額な負債だけ」の状態に追いつめられている民衆である¹⁹⁾。同時にまた「アジアにおける貧困と民主主義の抑圧は車の両輪であり、私たち日本人はそのことに気づかない乗客である²⁰⁾」と指摘される今日、戒厳令体制と日本との関連性の検討も逸することのできない課題であろう²¹⁾。

1) Jyotirindra Das Gupta, "A Season of Caesars: Emergency Regimes and Development Politics in Asia," *Asian Survey*, vol. 18, no. 4 (April 1978), pp. 315-349.

2) しかしながらこの開発の至上命題—「今成長し、後になって議論せよ」—が、果たして配分的正

- 義 (Distributive Justice) を実現せしめているかが問われよう。
- 3) 簡単な概観として, Cf. Lela Garner Noble, "Emergency Politics in the Philippines," *ibid.*, pp.350-362. 及び, ディヴィッド・ワーフェル「フィリピン—政治変動の構造」(『世界』1982年11月号) 188-193頁。
 - 4) Ferdinand E. Marcos, *Today's Revolution: Democracy* (Manila, 1971), pp.96, 99, 115. なお参照, F・E・マルコス「寡頭制社会から『新社会』へ」(西原正編『東南アジアの政治的腐敗』創文社, 1976年) 227-238頁。
 - 5) 1969年までの国会議員選挙を分析したランデとシグラーによれば, 表面的には合衆国と類似した競争的な二党制も, 内実は社会的に異質な個々の支援者 (clients) によって支持された地方政治リーダーたちの, 同一的連合 (identical alliances) であった。多くの議員は党への忠誠とか計画作成の第一人者としての評判をうち立てるよりはむしろ, できるだけすばやく (支出した) 投資の埋め合わせをして利益を挙げることに注意を払った。議会は効果的な政策審議機関として発展することを妨げられたし, 他方で大統領は, 金銭やその他の恩恵の分配・投票用紙の違法な改竄に活路を見出した。Carl H. Landé and Allan J. Cigler, "Competition and Turnover in Philippine Congressional Elections, 1907-1967," *Asian Survey*, vol.19, no.10 (Oct. 1979), pp.977-1007. また独立以降の共和国は新植民地主義下にあると把握するベローは, 恩顧・大量の腐敗・政治的範疇外とされたグループの合法的抑圧を通じて, 形式的な民主体制の権力を地主寡頭制が行使したと言う。植民地時代に生まれた二党制は, 封建的パターナリズムの最悪の特徴とアメリカ的恩顧政治の最悪の特徴とを結びつけたものだった。支配階級にとって政治とは, 狭い階級利益を保護する技術であったし, 公職は制度化された略奪のシステムであった。Walden Bello, "The Forms, Functions and Causes of Political Repression in the Philippines," Permanent Peoples' Tribunal Session on the Philippines, *Philippines: Repression & Resistance* (London and Utrecht: Komite ng Sambayanang, Pilipino, 1980), pp. 114-64, at 133-134. この哲学を最も良く示すものとして, キリノ (Elpidio Quirino) 大統領に対する上院議長アヴェリノ (Jose Avelino) の古典的な声明が, ここで引照されている。「もしあなたが権力の濫用を許すことができないとしても, 少なくとも大目に見なければならぬ。何のために我々は権力の座にいるのか? 我々は偽善者ではない。実際には聖人でない時に, 何故聖人顔をするべきなのか?」Quoted in Stephen Shalom, "Counter-Insurgency in the Philippines," *Journal of Contemporary Asia*, vol.7, no.2 (1977).
 - 6) Jose Veloso Abueva, "Ideology and Practice in the 'New Society'," David A. Rosenberg, ed., *Marcos and Martial Law in the Philippines* (Ithaca: Cornell Univ. Press, 1979), pp. 32-84, at 34.
 - 7) F. E. M. の名前で出版された著書に, 注4) の他以下のものがある。Notes on the New Society of the Philippines (n. p., 1973); A Dialogue with my People (Manila: Dept. of Public Information, Republic of the Philippines, 1973); The Democratic Revolution in the Philippines (Manila, n. p., 1977); Five Years of the New Society (n. p., 1978); In Search of Alternatives: The Third World in an Age of Crisis (Manila: NMPC Books, n. d.)
 - 8) 例えば, 三好亜矢子『フィリピン・レポート』(女子パウロ会, 1982年), 笹原恭子『フィリピンの旅』(すずさわ書店, 1981年), 野村進『フィリピン新人民軍従軍記』(晩聲社, 1981年), 鶴見良行『アジアはなぜ貧しいのか』(朝日新聞社, 1982年) 240-277頁, 参照。但しこれら論者とは違い, 高橋彰氏はマルコス体制の「前進的性格」を主張する。綾部恒雄・永積昭編『もっと知りたいフィリピン』(弘文堂, 1983年) 193-236頁。特に219頁。
 - 9) ハーバート・フィース「経済開発と強権政治」(坂本義和編『暴力と平和』朝日新聞社, 1982年)。
 - 10) 鈴木佑司『東南アジアの危機の構造』(勁草書房, 1982年)。

- 11) スジャトモコ『開発と自由—発展途上国の立場から』（サイマル出版会、1980年）は、民主的開発理論の緊要性を指摘する。
- 12) David A. Rosenberg, "Introduction: Creating a 'New Society'," Rosenberg, ed., *op. cit.*, pp.13-31, at 16.
- 13) Carl H. Landé, "Authoritarian Rule in the Philippines: Some Critical Views," *Pacific Affairs*, vol.55, no.1 (Spring 1982), pp.80-93, at 82.
- 14) 小林教授はそれを、議会制と人権に及ぼす直接の影響、社会および統治構造の変質化作用、重大な後遺症—立憲制の地盤沈下等、濫用の危険—人権と法治主義の侵害、権力者による階級支配的使用の可能性、悪用の危険—とくにクーデタの武器たる可能性に、分けて論じる。小林直樹『国家緊急権』（学陽書房、1979年）118-135頁参照。
- 15) 戒厳令の諸結果に満足しているかとの間にこう答えている。「それ（戒厳令）をもう一度行いたいだろうか。イエスだ……批評家がどんなことを言おうとも、我々は正しい路線の上にいる。理論上だけでなく事実上もだ。かつての混乱状態と、今の状態とを見たまえ。わが国の経済と社会の進歩を見たまえ。アメリカ人は論より証拠（The proof of the pudding is in the eating）と言うだろう。そう、ここにそれがあるのだ。」Richard Z. Chessnoff, "Conversation in Manila," *News-week*, Aug. 9, 1976. しかしプディングの味はまた誰がそれを食べるかにもよる。Abueva, *op. cit.*, p. 75.
- 16) *The Decline of Democracy in the Philippines. A Report of Missions* by William J. Butler, John P. Humphrey and G.E.Bisson (Geneva: International Commission of Jurists, 1977), pp.46-48. "Conclusions"
- 17) 1935年憲法第7編10節2項の文言。戒厳令の布告と人身保護令状の停止の発動条件。
- 18) 即ち、(a)国民代表を選挙する権利の拒否、(b)人身保護権の廃止、(c)プレス¹⁾の自由の廃止、(d)言論・情報²⁾の自由の重大な制約、(e)ストライキ権の廃止、(f)被疑者の尋問時における拷問の使用防止のための効果的な措置の未実施、(g)告訴・審理なしの拘禁、(h)「予備的拘禁」³⁾の利用、(i)出入国の権利の制限。
- 19) ランドルフ・ダビッド「多国籍企業と農民—フィリピンの場合」(坂本編『前掲書』)134-135頁。
- 20) 鶴見『前掲書』277頁。なお坂本教授は、日本人の行動様式の問題だけでなくアジアの中小国に対する日本のかかわり方の構造の問題として、投資構造・貿易構造・援助の構造の三点を示唆している。
- 21) 比日関係の総合分析は今後の課題であるが、ガルトゥング(Johan Galtung)らの地域的亜帝国主義(regional subimperialism)からヒントを得て、「米日大東南亜共栄圏」(U.S.-Japan Greater Southeast Asia Co-prosperity Sphere)の形成を語るものもある。別の視点から見ると、岩林昇『共に生きるために—アジアの医療と平年』(新教出版社、1982年)もこの点有意義である。インドの場合は、日本とのこの種の関係を一応捨象できるため、この作業を行っていない。拙稿「1975年インド非常事態の検討(一)」北大法学論集28巻2号(1977年10月)119-142頁。

II 戒厳令前史

(1) 民族主義の高揚と憲法制定会議

1969年11月フィリピン史上初の大統領再選を果たしたマルコス¹⁾は、70年代当初から深刻な危機²⁾に直面した。60年代の経済危機³⁾に加えて、シャロームの言う⁴⁾三つの要因即ち、①エリート間の紛争水準の上昇—例えば選挙運動の激化・私兵の成長・マルコスと副大統領ロペス(Fernando Lopez)の抗争、②エリートに対する大衆の挑戦の激化—学生・都市労働者・農民

・南部のムスリム達の反対⁴⁾、③ アメリカ人の投資の地位に関する不確実性の増大—特にアメリカ市民に「優越的地位」を与えていたラウレル・ラングレー協定 (Laurel-Langley Agreement⁵⁾) の74年失効をめぐる問題が、フィリピン社会において顕著となっていた。

1972年の夏、最高裁も予想を裏切りクアシャ事件判決⁶⁾ 及びルソン沖仲土会社 (Lustevenco) 事件判決⁷⁾ において、民族主義的立場を明示するに至った。これはシニジズムとマッカーシズムの忍従から立ち上った大衆の覚醒の一定の反映であり、またこの二判決は変革を求める新しい政治集団に大きな力を与える。アメリカ植民地時代に制定され独立後も維持されていた1935年憲法は、基本的にアメリカ型の統治機構・権利章典を採用していた⁸⁾。しかしこの憲法は、植民地的汚点・社会権経済権と市民の義務の無視につながる自由権の強調・私的所有権の制限的概念のために、独立国にはふさわしくないと見なされるに至り、結果として寡頭制的支配・政治的濫用・腐敗・悪化した社会的不正義・永続的後進性という、民主主義の病状を生み出したのだとの見解が広まった⁹⁾。

変革を求める声は国会を動かし、憲法制定会議 (Constitutional Convention, 以下ではフィリピンでの呼称にならい Con-Con と略称) の設立が議題に上る。国会は Con-Con の召集を承認し (決議 2号67.3.16, 後に69.6.17の決議 4号により修正), 共和国法6132号 (70.8.24) に基づき320名の代議員選挙が行われた (70.11.10)。選挙は、会議への国会議員・政府官吏の参加禁止と選挙費用の大幅な制限という条件の下、国民の関心を反映して多くの立候補者 (2,431人) を数えた。Con-Con は71年6月1日に開会したが、当初選出代議員¹⁰⁾内の反マルコス勢力は強力であった。

会議では大統領制から議院内閣制 (parliamentary system) への統治機構の転換と、「マルコス禁止」 (ban Marcos) 規定の導入が焦点となる。Con-Con の執行部に関する委員会 (Committee on Executive) は初期には大統領制の維持を提案したが (71年11月), 翌2月唐突に決定を覆して議院内閣制への転換を委員会案とした (立法権に関する委員会も同様の軌跡をたどる)。議院内閣制の提案者マンガラプス (Raul Manglapus) らの真意は、立法部と執行部の融合により、より大きな協力が可能となり、法案審議の際多くの情報をもたらされるだろうという点にあったが、これに賛成した大統領の意図は35年憲法の三選禁止条項¹¹⁾を乗り越え、新制度下で引き続き議院内閣制下の首相として権力の座に留まることが可能となる、という所であった。「大統領…の任期は選挙の後四年目の12月30日正午に終了する¹²⁾」、つまり73年12月31日以降マルコスはその職に留まり得ないという現実があった。他方ラーマ (Napoleon Rama) 代議員による、歴代大統領又はその親族 (配偶者を含む) が国家元首又は政府の長となる資格を剥奪するという趣旨の決議も、当初の支持 (161名) にもかかわらず72年夏には否決される (155対31)。この決議の否決及び前述の委員会案の転換とも、買収工作 (payola スキャンダル) の結果であったと言われる¹³⁾。大統領は Con-Conの操縦に成功する。そして Con-Conは戒厳令布告の2ヵ月後、特異な経過規定 (Transitory Provisions) を持つ憲法草案を承認した。

(2) 人身保護令状の停止とランサン事件判決

1971年8月21日フィリピンのハイド・パークと言われるミランダ広場 (Plaza Miranda) で爆発事件で起こった。そこでは当時野党リベラル党が上院議員中間選挙のための集会を開いており、数人の死者・数多くの傷者が出た¹⁴⁾。マルコスは爆破の数時間後、人身保護令状の停止を布告し (Proclamation No. 889), 多数の被疑者を逮捕した。「反乱状態」の存在がその理

由であったが、爆発指令はマラカニアン（Malacanang — 大統領官邸）から出されたとの疑問も出されている¹⁵⁾。

逮捕された拘禁者は最高裁に人身保護の権利の回復を求めて出訴し、71年12月11日に判決が下される（Lansang v. Garcia, L-33964, 42 SCRA 448¹⁶⁾）。この訴訟での論点は、①令状停止の大統領特権に関し憲法で規定されている条件が、実際に本件において充足されているかを審理する能力が最高裁にあるのか、②実際に反乱状態が存在したかをめぐって、争われた。最高裁は①に関し、布告の発出に関する事実の基礎の存在を審理できるし、「従って事実の基礎の憲法上の十分性を決定できる」とした¹⁷⁾。②に関しては、戦後政治史を跡づけた上でミランダ広場の爆破に至った共産主義者の活動の証拠を認定した¹⁸⁾。最高裁は、令状を停止した大統領の行為の正しさあるいは賢明さを決定することではなく、それを正当化する事実の基礎を持たない恣意的行為であり従って違憲であるか否かを確定することのみが、任務であり、本件の場合「恣意的な行動又は裁量の重大な乱用」はなかったとして、ランサンの訴えをしりぞけた。

この恣意性のテストを用いた行政の裁量権の拡大解釈・司法の自己抑制的態度は、戒厳令の合憲性を問うその後の訴訟で踏襲された。そして何よりも、人身保護令状の停止条件と戒厳令の布告宣言条件との同一性からして、本判決は戒厳令への道を切り開いたと言える。実際この判決は9か月後、大統領によって大いに珍重される所となる¹⁹⁾。ミランダ広場での事件に起因したこの判決は、ウォーレン・コート期の合衆国最高裁ミランダ判決²⁰⁾とまるで異なり、個人の自由は「単なる一般原則・公共の安全という抽象的事由に基づいて拒否されるには余りに重要だ」とした50年代の一判決²¹⁾とも遠く隔たっていた。裁判官の構成の変化もその一要因として指摘できよう²²⁾。

（3） フィリピンにおける反システムの変化

以上の直接的要因に加えて最後に、「クーデタ以前の反システムの変化」（Pre-Coup Anti-System Changes）をより広い文脈の中でまとめておこう。ストーファーによれば、それは六つの次元で見られた²³⁾（実証データは省略）。第一は、権威主義とテクノクラート支配への転向である。すでに60年代初期までに、新興国が民主的路線に沿って発展するであろうというナイーブな期待は、軍事クーデタと現実政治（Realpolitik）の要求に直面して崩れた。そこで登場した発展論²⁴⁾は、支配のためのより強力で効率的な行政機構を發展させ、政治制度の能力を増大させ、開発と結びついた危機に対処するための必要性を強調した。この理論は政治の価値を貶め、民主的参加の価値を導入しうる政治発展戦略の討議を回避し、近代化部局への統制を通じて開発をもたらしうる西欧化されたエリートの重用という、累積的効果を生みだす。経済発展のためにはフィリピンの政治システムは機能不全であるとか、選挙のコストが問題とされる。そしてこの種の権威主義への知的転換が、政治の可能性・政党・代議制に関する動態的見解の支持者から地盤を切り取り、開発のための手段としてテクノクラートを採用する道を準備した。

第二の次元の変化は、フィリピンにおけるアメリカの利益の将来をめぐって起こった。（前述の如く）その一つはアメリカ人への特別の保護と便宜が、60年代の民族主義運動の高揚につれて漸次攻撃されるようになった点であり、もう一つはニクソン・ドクトリンにより重要性を増した軍事施設の維持に関してである。この二条件はアメリカ人にとって、望ましいタイプの保障をもたらしうるシステムの変化を支持するための、強力な誘因となった。マルコスは大統領に就任早々、古い行政機関に変えて新しいそれを作るために前進し、一群の若い行政官を登

用した。70年代初頭までに彼らは緊密な集団を形成し、テクノクラート²⁵⁾と呼ばれるようになる。在比アメリカ人商工会議所(American Chamber of Commerce of the Philippines)は、この集団の推進する政策²⁶⁾を熱心に支持するようになる。

第三は、これらの政策が反政府連合勢力^{コアリション}からの攻撃を受けるようになった点である(新植民地化促進の非難)。国会・マスメディア・裁判所の中に民族主義が支持者を獲得するにつれて、テクノクラート(開発行政官)は一つの選択肢を代表しながらも包囲されるに至る。

第四の次元の変化は、フィリピンの軍隊・准軍隊の急速な膨張と再利用(retooling)である²⁷⁾。マルコス「開発」の一機関として軍を直接利用し(民間作戦計画 civic action programs)、軍はアメリカ軍の反乱防止(counter-insurgency)・民間作戦計画の中へ統合された。国防予算の増大・AID(国際開発局)による警察の訓練と援助・民間防衛隊(Home Defense Force)の設立等により、フィリピンの軍事化は顕著なものとなった。そして72年夏までには、戒厳令の準備の詳細が公知のものとなっていた²⁸⁾。

第五の次元の変化は、独立後急速に成長していた産業界の中に、IMFの指示した変動為替相場制と通貨切下げのため生じた分裂である。産業界は民族主義陣営へ移行し急進派の支持者となったものと、テクノクラートの提供する開発戦略が最良の利益となると確信するものに分裂した。そしていずれかの選択を迫られた産業界は、70年代初めまでには結局大勢に従って、ブラジルと韓国の中間的な依存的工業化の開発モデルを受け入れるようになる。

最後の仮説的次元の変化は、比米の公的私的な諸集団間の連繋関係の膨張である(大学・研究所・政府機関・軍部・警察・産業界等において)。この関係の網の目は富める者と貧しい者との間のギャップを増大せしめる他、深刻な問題を生じさせる。つまり「点滴的」(trickle down)開発モデルが、減少する地位に抗議する集団に対して向けられる、国内の暴力水準の上昇を要求する。そして外国支配の物理的プレゼンスに抗議が及ぶにつれ、新しい抑圧の波がその後続くのである²⁹⁾。

- 1) 滝川勉「フィリピン」(滝川他『東南アジア現代史』有斐閣、1982年)57-89頁、特に67-74頁に簡潔な描写がある。
- 2) Joel Rocamora, "US Imperialism and the Economic Crisis of the Marcos Dictatorship," Permanent Peoples' Tribunal, *op. cit.*, pp.62-84 at 67-70 は農業危機・輸出の停滞・負債の増大・ペソ切下げの影響・賃金の下落を述べている。
- 3) Stephen Roskamm Shalom, *The United States and the Philippines: A Study of Neocolonialism* (Philadelphia, Penn.: Institute for the Study of Human Issues, 1981), pp. 161-170.
- 4) 64年の愛国青年団 Kabataang Makabayan (KM) の結成、フィリピン共産党の再建(68年)と新人民軍(New People's Army: NPA)の結成(69年)、戒厳令後であるがモロ民族解放戦線(MNLF)とモロ民族軍(Bangsa Moro Army: BMA)の結成。彼らの主張につき参照、アマド・ゲレロ、北沢正雄訳『フィリピン社会と革命』(亜紀書房、1977年)、Permanent Peoples' Tribunal, *op. cit.*, passim. 1970年1-3月の学生中心のデモ"First Quarter Storm"は、中国の五四運動と比較できるほどであったとするものに、Bello, *op. cit.*, p.138.
- 5) 第6条で天然資源と公共施設の開発についての内国民待遇、7条でその他のビジネス活動全般においての平等待遇を、アメリカ人に与えていた。比米間の経済並びに軍事関係を律する条約等のネットワークには以下のものがある。ベル通商法(Bell Trade Act, 46年)ーラウレル・ラングレー協定

- の前身。これを実効化するための憲法改正（46年）—パリティの導入。経済・技術協力に関するキノ・フォスター協定（51年）。経済援助法（54年）—合衆国国際開発局(USAID)による浸透。米比軍事基地条約（47年）—20以上の基地租借権を99年間認容。米比軍事援助条約（47年）—統合合衆国軍事顧問団 (Joint US Military Advisory Group: JUSMAG) の成立。米比相互防衛条約（51年）—「相互防衛」のためアメリカに軍事介入権を与える。 Cf. *Makibaka. / Join Us in Struggle / A documentation of five years of resistance to martial law in the Philippines* (Amersfoort, Holland: Friends of the Philippines, 1978), pp.16-17.
- 6) Republic of the Philippines and/or the Solicitor General v. William H. Quasha, *Philippine Supreme Court Reports, Annotated*, vol.46, pf.160 (Aug. 17, 1972). 「私有農地」を所有していたフィリピン在住のアメリカ人弁護士クアシャが、74年以降も土地所有権が持続するか否かにつき宣言的判決を求めて出訴。最高裁は土地所有権を認めた下級審判決を覆して、46—74年間の合衆国市民による私有農地の所有は違法であり、本件所有権も74年以後継続しないと示した。
- 7) Luzon Stevedoring Corporation v. Anti-Dummy Board, *ibid.*, pf. 474 (Aug. 18, 1972). 最高裁は、フィリピン人に留保された経済部門の会社が外国人を経営者・取締役として持つことはできないと判示した。
- 8) Enrique M. Ferdando, “The American Constitutional Impact on the Philippine Legal System,” Laurence Ward Beer, ed., *Constitutionalism in Asia: Asian Views of the American Influence* (Berkeley: Univ. of California Press, 1979), pp.144-178. 佐藤功監訳『アジアの憲法制度』（学陽書房, 1981年）183-232頁（松田聰子訳）。
- 9) Abueva, *op. cit.*, p.37.
- 10) メンバーの詳細については、Cf. Enrique M. Ferdando, *The Constitution of the Philippines* (Manila: Central Lawbook Publishing, 1974) pp.9-12.
- 11) 35年憲法第7編5節。
- 12) 35年憲法第7編4節。
- 13) Primitivo Mijares, *The Conjugal Dictatorship of Ferdinand and Imelda Marcos I* (San Francisco: Union Square Publications, 1976), pp.137, 161-3. これに関するキンテロ (Eduardo Quintero) 代議員の証言もある (*ibid.*, pp. 53-54)。但し、収賄側の代議員の責任も指摘するものに Cf. Reuben R. Canoy, *The Counterfeit Revolution: Martial Law in the Philippines* (Manila: Philippine Editions Publishing, 1980), pp.151-154.
- 14) その中にはオスメーニャ (Sergio Osmeña Jr.), サロンガ (Jovito Salonga) 両上院議員, バガトソン (Ramon Bagatsing) マニラ市長がいた。Canoy, *ibid.*, p.1.
- 15) Mijares, *op. cit.*, pp.145-152.
- 16) 判決要旨は ICJ report, *op. cit.*, pp.6-7. を参照した。
- 17) この部分は、以前から権力分立に基づき最高裁が維持してきたドクトリン—大統領による人身保護令状特権の停止に関する事実の基礎については審理しない—の放棄である。Rolando V. del Carmen, “Constitutionality and Judicial Politics,” Rosenberg, ed., *op. cit.*, pp.85-112 at 88.
- 18) 即ち、①「すべての共産主義者は…彼らの主要かつ窮極の目標を達成するために、力と暴力とが不可欠だと信じている。」②新人民軍の存在を示す証拠は「…反乱の存在それ自体の証明である。（再建共産党による新人民軍設立）宣言は、正当に設けられた当局への公然たる挑戦の性質を持ち、実際の戦闘が始まる以前に交戦状態を十分生ぜしめる宣戦布告にも比せられる。」③新人民軍は余りに小規模であり、公安を害すると見ることはできないという主張に対して—「この議論は、憲法と制定法の観点からは拡大解釈する必要がなく内戦規模に達する必要もない、反乱の存在を否定するものではない。」「反乱の存在は明白である。」
- そして公安への挑戦の規模の争点は、（本文中にも摘記したところだが）以下の原則に基づいて取

り上げなかった。「最高裁の機能は執行部になりかわることではなく、それをチェックすることだけである…つまり執行部の長が自らの権能の憲法上の制限を逾越したか否かをたんに確定することだけである。」〈注16〉文献より引用〉

- 19) 「全ての人は疑いなく反乱状態が存在していると思っている。……共和国への危険と反乱の存在は、ランサン事件判決において我が最高裁によっても承認されている。判決以来、危機は一層深まり反乱は悪化しエスカレートしている」(戒厳令宣言に関する大統領声明)。「最高裁はこの判決で…無法分子の非合法活動が公共の安全と国家安全保障に対し、明白かつ現在の危険を現実提起していると結論を述べた」(大統領布告1081号)。Source: *Vital Legal Documents in the New Society* (Manila: Central Book Supply, n. d.), I, pp.1-22, cited in Rosenberg, ed., *op. cit.*, pp.219-241 (Appendix 1 & 2).
- 20) *Miranda v. Arizona*, 384 U.S. 436 (1966).
- 21) *People v. Hernandez*, 99 Phil. 515, 551-552 (1956). 注10) 引用の Fernando, *op. cit.*, p.503. による。
- 22) Mijares, *op. cit.*, pp.152-153, 413-414.
- 23) Robert B. Stauffer, "The Political Economy of Refeudalization," Rosenberg, ed., *op. cit.*, pp.180-218 at 187-198.
- 24) 代表的な一例をあげると Samuel P. Huntington, *Political Order in Changing Societies* (New Haven, Conn.: Yale Univ. Press, 1968). 内山秀夫訳『変革期社会の政治秩序』(サイマル出版会)。
- 25) インドネシア・タイ・シンガポール・マレーシアとの比較において、フィリピンテクノクラートの特質が政治基盤の欠如にあるとするものとして、Cf. R.S. Milne, "Technocrats and Politics in the ASEAN Countries," *Pacific Affairs*, vol.55, no.3 (Fall 1982), pp.403-429.
- 26) 外国民間投資への依存の増大、自由貿易と資本流入への制限撤廃、経済基幹部門の外国人支配を禁じる憲法上の諸制限の撤廃、外国からの新規借款と依存の熱心な受容、輸出志向型工業化への支持、国内の緊縮。
- 27) 60年代半ばまではフィリピン軍の役割は民主的だった。参照、拙稿「発展途上国における文民統制(一)」北海道教育大学紀要(第1部B・社会科学編)30巻1号(1979年9月)1-13頁。
- 28) そのマスタープラン、暗号名・射手座作戦(Oplan Sagittarius)の作成者はごく一部であり秘密とされていた。Canoy, *op. cit.* pp.17-20.
- 29) Permanent Peoples' Tribunal Session on the Philippines, *op. cit.* は経済的・政治的・文化的抑圧に関する豊富で生々しい多くの証言(労働者・農民・移民労働者・婦人・公務員・作家・少数民族等によるもの)を含んでいる。鶴見良行『バナナと日本人』(岩波書店、1982年)も有益である(特に190-192頁参照)。

III 新憲注の承認

(1) 戒厳令への移行

戒厳令への移行に伴い大統領布告 No.1081 に続いて、陸統として大統領布告 (Presidential Proclamation)・令 (Decree)・命令 (Order)・訓令 (Instruction) が出されるようになる¹⁾。初期の主要なものを摘記しておこう²⁾。まず大統領は「国家を統治し政府全体の運営を指示する」権限を持った(一般命令—以下G.O.とする—No.1, 72.9.22)。フィリピン軍は逮捕・拘禁を開始する (G.O. Nos. 2A-D, 9.26-11.7)。全行政部局が現行法に従って各自の職員と

共に活動を継続するよう指示されると共に、司法部の権限も制限される (G.O. No. 3, 9. 22⁹⁾)。また火器の所有は無期限拘禁の対象とされ (G.O. No. 6, 9. 23), メディア・航空機・船舶の掌握と支配 (大統領訓令—以下 L.I. とする—No. 1, 9. 22), 旅券と警察・移住・課税証明^{クリアランス}の発行差し止め (L.I. Nos. 4-6, 9. 22), 外国為替の売却禁止 (L.I. No. 7, 9. 22) が実施された。大統領の任命にかかる中央政府の全ての官吏 (下級裁判事は対象内だが、最高裁の長官と裁判官, 会計検査院長, 選挙委員会の委員長と委員を除く) は、政府の再編促進のため、72. 10. 15. までに辞表提出を要求される (L.I. No. 11, 9. 22)。各省の長官・地方政府の首長は告発を受けたかあるいは好ましからざる人物と思われる公務員に対して、敏速な懲戒処分をとるよう指示された (L.I. Nos. 12-14B, 9. 29-11. 9)。

(2) 1973年憲法 (経過規定について)

戒厳令施行と共に休会中の国会は閉鎖されたが、制憲会議は作業を継続し72年11月29日新憲法草案を承認した。主な改正点は、大統領制から議院内閣制への移行、二院制から一院制への移行、強力な権限を有する首相の設置である⁹⁾。しかしこの草案に付されていた第17編経過規定⁶⁾により、本文中の三権分立は大いに歪曲されていた。

まず、この憲法の批准に基づいて、正規の国民議会 (regular National Assembly) 議員が選挙されかつ就任するまで、暫定国民議会 (interim National Assembly, 以下INAと略称) を直ちに設置するとした。但し、正規の国会議員選挙はINAの要求による (17編1節)。INAのメンバーは、現大統領・副大統領、Con-Conの議長、憲法批准後30日以内にINAの議員となる意思を選挙委員会に表明する上院・下院議員、17編に賛成した Con-Con 代議員である (2節)。またINA議長が選出されるまで、現大統領がまずINAを召集し、会期を主宰する。暫定大統領・暫定首相の選出を行うために現大統領によってINAが召集されるまで、現大統領は、旧憲法下の (大統領) 権限・特権と新憲法下の大統領・首相に与えられる権限を行使する (3節1項)。現大統領により公布され実施されている全ての 布告・命令・令・訓令・法律は国内法の一部をなし、戒厳令の解除後もしくは本憲法の批准後も正当・合法・有効なものにとどまる (3節2項)。現在の政府の全ての公務員・雇員は、法律によって別に規定されもしくは現大統領によって別に指令^{クオリフィケーション}されるまでは職に留まるが、本憲法により首相の任命にかかる公務員は、後任者の任命・資格付与が行われる時に各自の職を退くものとする (9節)。司法部の現在のメンバーは前節に従って任期前に交代させられない限り、70才に達するまでひき続き在職できる (10節)。

この経過規定には一見しただけで、以下のような難点があることが理解されよう⁹⁾。第一に、現大統領が35年憲法と新憲法の両方によって与えられる権限を行使することは (3節1項)、全ての合法性観念 (all notion of legality) に反する。ひとたび新憲法が存在するようになれば、執行権に関する規定を含んでいる35年憲法は自動的に有効性を失うと考えられるべきである。また35年憲法の下で大統領に与えられた権限と新憲法によって大統領と首相に与えられる権限との間に、紛争が生じる実際の可能性もあろう。第二に、一人 (現大統領) が三つの別個の機能において与えられる莫大な権限を行使するというこの事態は、現大統領が新憲法下の立法機関たるINAの召集を選択するまで、無期限に維持されうる。そしてINAの召集に関する大統領の自由裁量には、何らのガイドラインも定められていない。第三に、3節2項は制憲会議の機能からして異常である。Con-Conは基本法の起草だけを委託されたのであり、普通立法についてはタッチしないはずだった。この機能は憲法により設立される立法機関の領域 (domain)

であろう。本項は法における論理ではなく、承認前の大統領の行動の文脈におけるそれを持っている。本項はこれまでの布告等と、新憲法の公布とINAの召集を選択する時点間の無期限の期間になされる全ての将来の執行部行為を、永久化することを意図していた。

さらにINAは正規の国民議会のための選挙時期を決定する特権を持っているので(1節但書参照)無期限に存在しうるが、第二で指摘したようにINA自体の不召集も十分予想できる。

このような難点を持つ経過規定に対し深刻な懸念の意を表明した少数の代議員もいたが⁷⁾、大勢は、自動的にINAでの議席を保障される利点を見て(2節参照)、自己保身的票決を行ったのである⁸⁾。

(3) 新憲法の批准と最高裁の対応

Con-Con の決定を受けてマルコスは迅速に行動した⁹⁾。まず大統領令73号により、憲法草案を「73年1月15日に実施される人民票決において賛否を求めるため人民に付託」した(12.1)。同時に提案された憲法の自由な討論を許し、奨励した(G.O. No. 17, 12.1)。これを受けて、プレビシットの執行差止訴訟がいくつか最高裁に提訴されるに至る¹⁰⁾。大統領は更に、憲法に関する自由な討議をなさしめるとして、布告1081号の効力の一時的停止を内容とする命令をだす(12.17)。

ところがこの命令はG.O. No. 20によって停止され、同時にプレビシットの延期も決定された(73.1.7)。なお1月6日のP.D. No. 90は「誤った情報のうわさ、流布」を犯罪として禁止するとした。そしてついに、「地方と全国の問題を審議する」ための機関として、市民会議(Citizens Assembly, バランガイ)を創設する¹¹⁾(P.D. No. 86, 72.12.31)。この頃プレビシットに代えて、いくつかの重要問題に関し「人民とのゆるやかな協議(loose consultation)の性質を持つ」国民投票が実施されるだろうという趣旨の観測記事が、新聞に掲載されるようになった。これを受けて新設間もないバランガイに、五つの質問が審議のために提出される(後に六個が付加¹²⁾)。

他方プレビシット・ケースの申請者達は、これらの最高裁を「出し抜く」(to bypass and short-circuit)試みを憂慮して、73年1月15日までに決定を下すようにと緊急追加申し立てを行った。17日最高裁が申し立ての審理を行っている際中に、大統領布告1102号が発せられ、95%の賛成でバランガイによる新憲法の批准が決定したと公表された¹³⁾。同時にまた、暫定国民議会の不召集と、戒厳令の無期限継続も布告された(P. Nos. 1103, 1104¹⁴⁾)。この既成事実直面した最高裁は、布告1102号が争点を模擬裁判化した(mooted)として、訴えを却下する(73.1.22)。

民意による正統性の付与のための手段＝バランガイによる国民投票は、73年以後も大いに活用される¹⁵⁾が、第一回目の今回も不正な茶番劇ではないかとの疑惑が払拭されなかった¹⁶⁾。そこで民意による批准を勝ち得たとされた新憲法に対し、その無効を正面から問う訴訟が相次いで提訴され、ここに最高裁の対応が注目を集めた。これら新憲法訴訟のうち、73年3月31日に決定がなされた *Javellana v. Executive Secretary, et. al.*¹⁷⁾ は重要な意義を有する。申請人は、戒厳令下で自由が縮減されていたうえ、新憲法は35年憲法に従って正当に批准されなかった¹⁸⁾、国民投票は提案された憲法の批准のための合憲・合法的手段ではないと述べ、閣僚その他の高級官僚が憲法規定を履行してはならないことを訴求した。一方政府側は「政治問題」の法理を主張し、本件批准手続と35年憲法に実質的一致があること、73年憲法は自由で公正な秩序ある選挙において国民に提出され、またP. No. 1102は最高裁を拘束すること、35年憲法15

編の改正過程はその他の方法による改正を排除しないことを、抗弁した。

最高裁は論点を五つに整理して各々多岐な意見の分布を示した¹⁹⁾が、結論として訴えを6対4で却下し、「有効に施行中の新憲法に対する更なる障害はない」と宣言した。この判決は現状のたんなる正当化に過ぎないと評価するのは、早計である。なぜなら、判決は、6対4で新憲法の実質的批准を否定した部分を含んでいたし（注19 論点②参照）、黙示の承諾についても多数意見の形成はなかった（論点③参照）からである。そして、「市民会議を通じて表明された大統領自身の評価、大統領が着手し構想した社会的経済的改革の実行の成功にとっての73年憲法の重要性」という、主観的要因の考慮を逸してはならないとした二人の裁判官（カストロとマカリンタル）の意見²⁰⁾が、結論（論点④）を導きだす決め手になった。同時に、「新憲法が有効でないと宣言するためには十分な票決がなかった」（長官）という消極的肯定であったことに留意したい。

デル・カーメンは本決定を評して²¹⁾、他の統治部門の行為に関する妥協のない番犬という以前の姿勢から、与えられた現実の急務を認めそれに適応するという柔軟な立場へと、最高裁が移行したと言う。その実際的な英知は明白だった。究極において既成事実を正当化した点で、これは大統領にとっての勝利だった。大統領は戦闘には敗れたが、戦争には勝利した。他方批判者もまた満足した。違憲な手段の使用に関して大統領に対して向けられた論難と政治問題の法理の排斥とは（論点②及び①）、批判者に道徳的勝利の主張を許容するものだった。しかし最大の受益者は最高裁自身であったのではないだろうか。最高裁は、「重大な法的挫折による当惑を大統領に与えることなく、司法部門を通じて抑制と均衡が未だ健在であることを思いださせようと、穏やかな誠めを述べるのに十分な勇気を奮い起こしたからである」（カーメン）。すでにマルコス、メリイマン事件²²⁾におけるリンカーンの行動に触れていたし、前述の経過規定17編10節に基づく武器の他、ルーズヴェルトの裁判所抱き込みを連想させる規定もあった²³⁾。最高裁に残されていた選択肢は多くはなかったのである。

- 1) 布告・令等は以来数千個にも及び、大統領による立法は体制の第一の特徴になっている。Sidney Silliman, "The Philippine Court of Agrarian Relations in the Context of Martial Law," *Asian Survey*, vol.20, no.6 (June 1980) p.634.
- 2) ここでは主にコンセプトオン元最高裁長官執筆のペーパー、Roberto Concepción, "Administration of Justice under Martial Law," ICJ Report, *op. cit.*, pf. 50 (Appendix A) によった。
- 3) 裁判権が剥奪されたのは以下の六つのタイプの訴訟。①布告1081号に従って制定される令・命令・法律の有効性・合法性・合憲性、②①（プラス規則 rules・規程 regulations）を受けて制定される規則・命令・法律のそれ、③国家の安全保障と国際法に反する犯罪、④国家の基本法に反する犯罪、⑤公共の秩序に反する犯罪、⑥（軍の）権能・階級・称号の横領と氏名・制服・勲章の不正な使用に関する犯罪、⑦公務員が行う犯罪。Source: *Vital Legal Documents*, I, pp. 26-27, cited in Rosenberg, ed., *op. cit.*, Appendix 4.
- 4) 山崎士「フィリピンの法制度」（山崎利男・安田信之編『アジア諸国の法制度』アジア経済研究所、1980年）146—181頁（154頁）。
- 5) テキストは、Fernando, *The Constitution of the Philippines*, pp. XLVI-L. による。
- 6) "Report of the National Committee for the Restoration of Civi Liberties in the Philippines," in Rosenberg, ed., *op. cit.*, Appendix 11, pp.264-268.
- 7) パレツラ元最高裁判事はこう演説した。「大統領、私はこの経過規定に関する草案の条文が重要な争点を深く考慮することなく、拙速のうちに準備されたと言わざるを得ないことを、遺憾としま

- す。あえて申し上げれば、これはマルコス大統領自身が革命への回答となるべきだと公言されているもの—民主主義—に反するものです。草案の条文はまさに正反対のものです。これは意図しないうちに、多かれ少なかれ永久的な独裁制を確立し、一層悪いことには国の基本法の中にそれを制度化するものです。」 Jesus Barrera in “Speech against New Constitution” (mimeo), cited in *ibid.*, p. 268. またオルティス代議員 (アテネオ・デ・マニラ大学前学長) は、投票時にこう発言した。「ケマル・アタチュルクが近代トルコの基盤を定めるのに15年かかった。ムソリニがファシストイタリーを作るには20年、ヒトラーが第三帝国をでっちあげるのに12年、ドゴールがフランスの再生をもたらすのに10年かかった。そしてスペインでは40年の移行政府の後、人民は王制を回復させるためにまだフランコを待っているのだ。」 Speech by Delegate Pacifico A. Ortiz, submitted in explanation of his vote on the proposed Constitution, Dec. 1, 1972 (mimeo), cited in, del Carmen, *op. cit.*, p. 92.
- 8) 更に給与・経費としてINA議員は、年に21.6万ペソを受け取ることができた。この魅力のある申し出は、最も愛国的な代議員の抵抗力をも弱めたであろうと指摘されている。*Ibid.*, p. 91.
- 9) 以下の事実については Concepción, *op. cit.*, pf. 54. 及び ICJ report, *op. cit.*, pf. 13. によった。
- 10) プレビシットを求める権限は、大統領ではなく国会にあることを理由に 12.7—12.16 にかけて提訴された G. R. Nos. L-35925, 35929, 35940, 35941, 35942, 35948, 35953, 35965, 35979 (通称プレビシット・ケース)。
- 11) バランガイは「民主過程における市民参加の基礎を広げ、重要な国民的争点に関しての見解を表明する十分な機会を市民に与える」ことを意図しているとされたが、バリオ (barrio) ・区 (district or ward) の15才以上の居住者から構成される (但し、投票権年齢は旧憲法では21才、新憲法では18才以上であることに注意)。中川剛『町内会』(中公新書, 1980年) 184—187頁も、(フィリピンにおける) 市民参加が国民投票によって決定権をいよいよ中央政府に委ねてしまう危険を感じる、とする。
- 12) 質問事項は以下の通り。①あなたがたは、全国に影響を与える争点を決定するために、民意による政治の基礎として市民会議の組織を承認するか。②提案された新憲法を承認するか。③それに関するプレビシットを望むか。④1973. 3. 11に実施が予定されていた選挙を望むか。⑤この選挙が行われないならば、実施を望む時期はいつか。⑥戒厳令の継続を望むか。⑦新社会を承認するか。⑧戒厳令下の改革措置を承認するか。⑨国会が再び常会を開くべきだと考えるか。⑩新憲法に関する後日のプレビシットを望むか。⑪大統領の政府運営方法を好ましいと思うか。 *New York Times*, Jan. 11, 1973, p. c5 cited in, del Carmen, *op. cit.*, p. 92 note 20. これらの質問には予め回答が付されていたとも言われる (Concepción, *op. cit.*, p. 55)。
- 13) ある文献はその場の情景をこう述べる。「17日の口頭弁論の途中で、コンセプション長官は弁解して法廷から出ていった。弁護人は、長官がたんに個人的な理由で退席したのだと思った(そうだ)。だが実際には大統領からの緊急メッセージを運んできた司法長官サントス (Abad Santos) によって、退席を求められたのだ。彼は布告…を手渡された。長官は法廷に戻り、驚いている弁護団に向かって諸君の恐れていた『既成事実』がなしとげられたと宣言した。弁護団長はそれを聞いて泣いた。」 ICJ Report, pp. 15—16.
- 14) P. No. 1102, Announcing the Ratification by the Filipino People of the Constitution Proposed by the 1971 Constitutional Convention; No. 1103, Declaring that the Interim National Assembly Provided for in Article XVII (Transitory Provisions) of the New Constitution Be Not Convened; No. 1104, Declaring the Continuation of Martial Law. Rosenberg, ed., *op. cit.*, Appendix 7, 8, 10 に全文がある。布岩1103号により、78年6月12日の暫定バタサン・パンパンサ (interim Batasang Pambansa) の召集まで、立法府は完全に存在しないことになった。独立後

の議会がいかに機能不全であったにせよ—この点 Robert B. Stauffer, *The Philippine Congress : Causes of Structural Change* (Beverly Hills ; Sage Pubns., 1975)

は慎重な検討を要すると述べ、議会=近代化の阻害論を批判する。do, “Congress in the Philippine Political System,” Allan Kornberg & Lloyd D. Musolf, ed., *Legislatures in Development Perspective* (Durham, North Carolina : Duke Univ. Press), pp.334-365. も国民統合に果たした役割を高く評価する—インドネシア・シンガポール・マレーシア・ビルマ・韓国・インド・台湾・中国における権威主義体制も、まったくの議会なしですませていることはないことが、注目されよう。Abueva, *op. cit.*, p. 49. なおその後「正常化」へ向う一段階として大いに喧伝され、マルコスの新社会運動 (Kilusang Bagong Lipunan : KBL) とアキノ (Benigno Aquino, Jr.) らの LABAN (Lakas ng Bayan) による激しい選挙戦を経て設置された暫定国民議会 (IBP) もその構成・権限等を仔細に検討すれば—Cf. Kit G. Machado, “The Philippines 1978 : Authoritarian Consolidation Continues,” *Asian Survey*, vol.19, no.2 (Feb. 1979), pp.131-140 especially at 131-135. —飾りだけの議会 (Puppet Parliament) に他ならないことが理解される。暫定国民議会が、*Libingan ng Batas-Batasan* (いんちきな法案の墓場) とか、最も高価なゼロックス・コピー機械とか評される所以である。Cf. Canoy, *op. cit.*, pp.178-186.

- 15) 第2回目 (73.7.27-28), 第3回目 (75.2.27-28) そして第4回目 (76.10.16-17 : これはレフェンダム—プレビシットであった)。1・2回目に関しては、「市民参加の外見 (semblance) を与えた操作物 (managed affairs) であり、真正の市民参加のための「一定の最低限の条件」と質問を理解するための「実質的な時間が不足していた」と評されている。Raul P. de Guzman and Associates, “Citizen Participation and Decision-Making Under Martial Law : A Search for a Viable Political System” (College of Public Administration, Univ. of the Philippines, March 1976), pp. 13 & 33. 3回目の公式発表の分析は統計の正確さに疑いを持たせる矛盾点を示した。“An Analysis of the Official Commission on Election Data on the 1975 Referendums,” *Signs of the Times*, Mar. 8, 1975. 第4回目に関する研究は、争点を学ぶ時間が不足していたこと、理性的で責任のある参加を妨げた種々の要因、「プライバシーと投票の聖域を維持する保障の欠如」を発見した。“A Study of Political Participation : October 1976 Referendum” (Manila : College of Public Administration, Univ. of the Philippines, Dec. 8, 1976), pp. 67-71. (以上はAbueva, *op. cit.*, pp. 47-48. から引用)。ごく最近のフランス型の統治機構を採用した重大な憲法改正 (強力な大統領・執行委員会・首相で執行部を構成、「第四共和制」へ移行—詳細は、浅野幸穂「フィリピン」萩原宜之他『世界の議会アジア [Ⅱ]』ぎょうせい, 1983年, 88—104頁のうち92—95頁参照) を承認したプレビシット (81.4.7) においても、事態は変わっていない。ただボイコット者の増大 (900万人, 34%) が注目される。Robert L. Youngblood, “The Philippines in 1981 : From ‘New Society’ to ‘New Republic’,” *Asian Survey*, vol. 22, no. 2 (Feb. 1982), pp. 226-235 at 227-228.
- 16) 投票方法の問題 (口頭又は挙手による) を述べるもの (Canoy, *op. cit.*, p.155), 票自体の創作を告白するもの (Mijares, *op. cit.*, pp.451-452), 市民会議は「いちぢくの葉」でありマルコス体制と人民間の社会契約は存在しないとすもの (Bello, *op. cit.*, p.117) がある。
- 17) L-36142, 50 SCRA 30. Fernando, *The Constitution*, Appendix C, pp. LXXIII-CLII. による。
- 18) 35年憲法第15編「憲法改正」は、国会は両院合同会議で、上下院議員の投票の3/4により、憲法改正を提案するかもしれない制憲会議を召集する。改正案は国民の批准を求めて提出される選挙において、国民の過半数の投票による承認を要すると、規定する。
- 19) 各論点に関する裁判官の判断は下図の通り (注17 所収のコンセプションによる要約から作成)。

	①	②	③	④	⑤
Corcepción 長官	○	○	○	○	○
Antonio 裁判官	×	×	×	×	×
Barredo //	×	×	×	×	×
Castro //	○	○	△	×	△
Esguerra //	×	×	×	×	×
Fernando //	○	○	○	○	△
Makalintal //	○	○	△	×	△
Makasiar //	×	×	×	×	×
Teehankee //	○	○	△	○	△
Zaldivar //	○	○	○	○	○

(欠員 1名)

論点① P. No. 1102の正当性の論点は、司法判断適合的か、または政治問題であり司法判断不適合か：適合的であり政治問題でない○、不適合であり政治問題である×

論点② 71年Con-Conによって提案された憲法は、実質的に関連の憲法・法律上の規定に一致して、正当に批准されたか：批准されなかった○、批准された×

論点③ 提案された憲法は(正当な批准とは別に)国民による黙諾を得ているか：得ていない○、得ている×

論点④ 申請人は救済の資格があるか：ある○、ない×

論点⑤ 提案された憲法は有効か：有効でない○、有効である×

20) Fernando, *op. cit.*, p. CXVIII に引用の Joint Opinion of Makalintal & Castro, JJ.

21) Carmen, *op. cit.*, pp. 95-100. 及びdo, "Constitutionalism and the Supreme Court in a Changing Philippine Polity," *Asian Survey* (Nov. 1973), pp. 1050-1061.

22) *Ex parte Merryman*, 17 Fed. Cas. 144, No. 9487 (C.C.D. Md. 1861).

23) 73年憲法第10編2節1項により、最高裁判事は11名から15名に増えた。親マルコスブロックの形成がなされているかは不明だが、73年以後7名が任命されている。Fortunato Gupit, Jr., *Supreme Court Doctrines* 1978 (Manila: Rex Book Store, 1979), p. xiii.

(未完)